

新潟市請負工事検査技術基準

(目的)

第1条 この基準は、新潟市請負工事検査要綱第6条第1項の規定に基づき、工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、円滑かつ適正な工事検査の実施を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、本市が発注する土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びプラント工事の検査に適用する。ただし、工事内容によりこの基準を適用することが不相当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

(検査の内容)

第3条 検査は、当該工事の出来高を対象にして、実地において行うものとし、契約図書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第4条 工事実施状況の検査は、履行状況、施工体制、施工状況、工程管理及び安全管理等に関する各種の記録（写真及び電子媒体等による記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と契約図書等を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第5条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第2に基づき現地の状況、工事規模等を勘案して行うものとする。

(品質の検査)

第6条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第2に基づき行うものとする。

(出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、使い勝手、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について、目視、観察により行うものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1

工事実施状況検査の留意事項

項	目	関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書, 仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容, 支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	施工体制	施工計画書, 施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況
3	施工状況	施工計画書, 工事打合せ簿, その他関係書類	工法研究, 施工方法及び手戻りに対する処理状況, 現場管理状況
4	工程管理	実施工程表, 工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
5	安全管理	契約図書, 工事打合せ簿	安全管理状況, 交通処理状況及び措置内容, 関係法令の遵守状況

別表第2

出来形及び品質検査の基準

1 土木工事

- ①新潟市土木工事共通仕様書
- ②新潟市土木工事施工管理基準
- ③土木工事検査技術基準（案）（平成18年3月31日 国官技第284号）

[別表第2 出来形寸法検査基準] による。

2 建築工事，電気設備工事，機械設備工事及びプラント工事

契約図書の特記仕様書による。特記仕様書に明記のない場合は，下表に準じる。

工 種	検 査 の 着 眼 点	
建 築 工 事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 建築工事監理指針 建築改修工事監理指針
電 気 設 備 工 事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 電気設備工事監理指針 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
機 械 設 備 工 事 プ ラ ン ト 工 事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 機械設備工事監理指針 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）